

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和元年度 毛呂山町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	2	3	50,000	5	0	0	50,000
1	80	キシレン	3	1	228,200	2	1,200	0	227,000
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	8	1,600	9	1,600	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	2	3	149,000	4	0	0	149,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	2	3	17,500	7	0	0	17,500
1	300	トルエン	3	1	481,300	1	1,300	0	480,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	3	158,000	3	0	0	158,000
1	400	ベンゼン	2	3	30,000	6	0	0	30,000
1	411	ホルムアルデヒド	1	8	6,000	8	6,000	0	0
合計			—	—	1,121,600	—	10,100	0	1,111,500

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。